

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 887 号
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 676 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日新人委第 788 号の 4
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 5
改正 令和 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2
改正 令和 5 年 1 月 20 日新人委第 696 号

新人委第 16 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

通勤手当の運用について

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 33 号）の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

第 2 条関係

- 1 この条の第 1 項の「勤務公署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りでない。
- 2 この条の第 2 項の「経路の長さ」の測定に当たっては、便宜、国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 29 条若しくは第 30 条第 1 項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図（いずれも縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。）を用いて行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。

第 3 条関係

- 1 職員の併任により2以上の勤務公署に通勤している場合は、本務とする任命権者にそれらの通勤の実情を届け出るものとする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 負担する運賃等の額の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。

第4条関係

新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「条例」という。）第14条の2第1項の職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員の通勤手当認定簿の写しを異動後の任命権者に送付するものとする。

第6条関係

2以上の種類を異にする普通交通機関等（この条に規定する普通交通機関等をいう。以下同じ。）を乗り継いで通勤する職員の普通交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する普通交通機関等は、原則として、通常の通勤の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。

第8条関係

この条の第1項第3号の「人事委員会の定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）又はハイヤー（同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき（通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。）におけるタクシー又はハイヤーとし、同号の「人事委員会の定める額」は、原則として、これらの利用距離に応じた給与条例第14条の2第2項第2号の規定の例による額とする。

第13条関係

「人事委員会がこれに準ずると認める住居」は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の勤務公署において、新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第 号）第5条第2号の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員であった者が、当該異動又は公署の移転に伴い、職務の遂行上住居を移転する直前の居住地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居として人事委員会が認める住居とする。

第14条関係

「人事委員会が認めるものであること」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。以下この号及び次号において同じ。）を利用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、当該交通機関について始業の時刻前1時間以内に勤務官署への到着ができるような運行がされていないときに、新幹線鉄道等を利用することにより当該到

着から始業の時刻までの時間が 30 分以上短縮されること及び新幹線鉄道等を利用した場合における通勤時間が新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤時間以下であること。

(2) 新幹線鉄道等を利用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、当該交通機関を利用するために遅くとも勤務公署を出発しなければならない時刻が終業の時刻後 1 時間以内となるような運行がされていないときに、新幹線鉄道等を利用することにより終業の時刻から当該出発しなければならない時刻までの時間が 30 分以上短縮されること及び新幹線鉄道等を利用した場合における通勤時間が新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤時間以下であること。

(3) 人事委員会が前 2 号のいずれかに準ずると認めるものであること。

第 15 条関係

規則第 20 条第 1 項ただし書に該当する場合における条例第 14 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額(以下「特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)は、通用期間が支給単位期間(同条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である特別料金等の額が含まれた定期券(規則第 4 条に規定する定期券をいう。以下同じ。)の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の 2 分の 1 に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤 2 1 回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。)の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 2 1 回分の運賃等の額との差額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 16 条関係

1 第 1 号の「人事委員会がこれに準ずると認める住居」は、第 13 条関係に定めるところと同様とする。

2 第 3 号の「人事委員会の定める職員」は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。))をされたこと又は人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となったことを含む。以下「異動」という。)に伴い転居したことがある職員で、過去 6 年以内において当該異動等の直前に居住していた住居(新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路が異なる住居を含む。)に再び転居したものうち、条例第 14 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該居住していた住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則第 14 条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)及びこれに準ずる職員として人事委員会が定める職員とする。

第 18 条関係

- 1 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者（新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）第 4 条第 1 項に規定する俸給表の適用を受けていた者から引き続き俸給表の適用を受けることとなった者を除く。）又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に条例第 14 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第 1 項の規定による支給の開始又はこの条の第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 2 この条の第 1 項ただし書（この条の第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（扶養手当の運用について条例第 14 条及び規則第 3 条関係第 3 項及び第 4 項）の例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第 14 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額、新幹線鉄道等に係る通勤手当にあっては同条第 3 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が改定されることとなった場合等をいう。
- 4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等を利用するものとして通勤手当（次項の通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第 2 項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。
- 5 規則第 17 条第 4 項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、当該各号に定める期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第 2 項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

第 19 条関係

- 1 この条の第 2 項第 1 号に規定する事由発生月（以下「事由発生月」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額（第 3 項において「払戻金相当額」という。）、又はこの条の第 3 項第 1 号に規定する払戻金 2 分の 1 相当額（第 5 項において「払戻金 2 分の 1 相当額」という。）が 0 となる場合におけるこれらの規定に定める額は、0 となる。
- 2 この条の第 2 項第 1 号の「人事委員会の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

- (1) この条の第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)
 - (2) この条の第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - (3) この条の第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - (4) この条の第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(療養休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該療養休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)
- 3 規則第20条第1項ただし書に該当する場合における普通交通機関等についての払戻金相当額は、距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
- 4 この条の第2項第2号イの「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額(規則第17条第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 規則第17条第4項第1号又は第2号に定める期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
 - (2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号イに規定する月数(次号において「残月数」という。)を乗じて得た額
 - (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る給与条例第14条の2第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額
- 5 規則第20条第1項ただし書に該当する場合における新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額は、特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と第3項の額との差額の2分の1に相当する額とする。
- 6 この条の第3項第2号イの「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 規則第17条第4項第3号に定める期間(次号において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額
 - (2) 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額にこの条の第3項第2号イに規定する月数を乗じて得た額
- 7 この条の第4項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与からこの

条の第2項及び第3項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項及び第3項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

- 8 この条の第2項及び第3項に定める額は、返納に係る通勤手当を支給した俸給の支給義務者に対して返納させるものとする。

第20条関係

- 1 この条の第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされているときにおける当該研修等の終了

(2) この条の第2項又は前号の事由に準ずるものとして人事委員会が認める事由

- 2 前項第1号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、当該研修等の終了する日の属する月の前月(その日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月)とする。